

件名 イリノイ州の自宅滞在命令の解除とイリノイ復興計画第3段階への移行

ポイント：

5月29日、プリツカー州知事は、非常事態宣言を30日間延長するとともに、イリノイ州の自宅滞在命令を解除し、イリノイ復興計画 (Restore Illinois) の第3段階に入ると発表し、同日、関連の行政命令に署名しました。行政命令は即時有効になると規定されています。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

本文：

5月29日、プリツカー州知事は、非常事態宣言を30日間延長するとともに、イリノイ州の自宅滞在命令を解除し、イリノイ復興計画 (Restore Illinois) の第3段階に入ると定例記者会見で発表し、同日、第3段階に入るための行政命令に署名しました。これにより、イリノイ州を4つに分けた全ての健康地域は同日付でイリノイ復興計画第3段階へ移行することとなりました。ただし、シカゴ市については6月3日まで自宅滞在命令が継続されていますので、ご注意ください。

なお、新型コロナウイルスの影響による経済的困窮から州民を保護するため、住居の立退き強制、水道・ガス・電気などのライフラインの一時停止等については引き続き州法により禁止されることとなりました。

○第3段階に関する行政命令の主な規定事項

(個人への公衆衛生上の要求事項)

- ・屋外を含む自宅外の空間では、常に社会的距離を保たなければならない。
- ・2歳を超える年齢の人は、屋外を含む公共の場で社会的距離を保つことができない場ではフェース・カバーを着用することが求められる。
- ・行政命令で認められた例外を除き、10人を超える人数での集まりは禁止。

(営利、非営利その他機関への公衆衛生上の要求事項)

営利、非営利、または教育機関、さらに法人格を問わず、すべてのビジネスに対し、共通で以下の事項の遵守が求められているほか、業種ごとに細かな規定やガイドラインがありますので、事業を行っている方は改めて行政命令及びガイドラインをご確認ください。

- ・従業員ごとに在宅勤務が可能かどうかを検討し、可能な場合は在宅勤務を推奨する。
- ・従業員が社会的距離を保ち、また常に社会的距離を保つことが困難な場合はフェース・カバーを着用するよう確認する。

- ・ロッカールームやランチルームなど従業員が集まる場所で社会的距離が保たれるようにする。
- ・外部からの訪問者に対し、社会的距離を保つか、困難な場合はフェース・カバーを着用するよう推奨する。
- ・イリノイ公衆衛生局及びイリノイ Attorney General の職場の安全に関するガイダンスを掲示する。

○再開される事業分野

- ・製造業
- ・各種ジム及びフィットネス・センター
- ・事務職
- ・パーソナル・ケア・サービス（美容・理髪店、ネイルサロン等）
- ・小売業（ショッピング・モールを含む）
- ・野外レクリエーション
- ・サービス・カウンター（クリーニング店等の受付カウンターなど）
- ・デイ・キャンプ（青少年レクリエーション・プログラム、教育キャンプ等）
- ・青少年スポーツ（練習や試合等）
- ・各種レストラン・バーの屋外での飲食

○今回署名された行政命令については以下のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/Pages/Executive-Orders/ExecutiveOrder2020-38.aspx>

<https://www2.illinois.gov/Pages/Executive-Orders/ExecutiveOrder2020-39.aspx>

○5月6日付け領事メール「イリノイ州における復興計画の発表について」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100052291.pdf>

○この行政命令に従わない場合は当局が指導を行う可能性があります。

○復興計画第3段階への移行後も、外出時におけるマスクやフェースカバーの着用および社会的距離の確保が求められていますところ、在留邦人の皆様におかれては、引き続き安全確保と関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。